

訪問介護費

点検項目	点検事項	点検結果		確認する書類等
20分未満の身体介護	所要時間20分未満の身体介護中心型の算定について、おおむね2時間の間隔を開けずにサービスを提供	☐	該当	
	次のいずれにも適合すること。	☐	該当	
	イ 利用者又はその家族等から電話等による連絡があった場合に、常時対応できる体制にあること。	☐	該当	
	ロ 指定訪問介護事業所に係る指定訪問介護事業者が次のいずれかに該当 (1) 当該指定訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施していること。 (2) 当該指定訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受けようとする計画を策定していること。(要介護3～5の利用者に限る。)	☐	該当	
	次のいずれにも該当する利用者	☐	該当	
	イ 要介護1、2で認知症の者及び要介護3、要介護4又は要介護5である利用者であって、疾病若しくは傷害若しくはそれらの後遺症又は老衰により生じた身体機能の低下が認められることから、屋内での生活に介護を必要とするもの(指定有の事業所において算定可能)	☐	該当	
	ロ 指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が開催するサービス担当者会議(指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が参加し、3月の間に1回以上開催されている場合に限る。)において、概ね1週間のうち5日以上、頻回の訪問を含む所要時間が20分未満の指定訪問介護(身体介護に該当するものに限る。)の提供が必要であると認められた利用者(居宅サービス計画に明確に位置付けられていること。)	☐	該当	
	○前回の訪問介護から2時間以上の間隔を空ける場合 ・全ての訪問介護事業所で算定可能。	☐	該当	
	○前回の訪問介護から2時間以上の間隔を空けない場合 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の指定又は整備計画を有する事業所のみ算定可能。 ・一般の訪問介護事業所で、20分未満の身体介護を含め2時間未満の間隔で訪問介護が行われた場合は所要時間を合算する。(1日を通じて20分未満の単独算定不可)	☐	該当	
生活援助中心型の算定	単身の世帯の利用者又は家族と同居している利用者で、家族等の障害、疾病等で家事を行うことが困難な場合に生活援助が中心で算定しているか。	☐	該当	
通院等のための乗降又は降車介助中心の算定	利用者に対して、通院等のための自ら運転する車両への乗車又は降車の介助を行っているか	☐	該当	
高齢者虐待防止措置未実施減算	以下の基準を1つでも満たさない場合は減算	☐	該当	
	高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催と従業者への周知徹底	☐	該当	○委員会の議事録
	高齢者虐待防止のための指針の整備	☐	整備	○指針
	高齢者虐待防止のための従業者の対する研修の定期的な実施(年1回以上)	☐	定期的に実施	○研修計画書(事業計画書)
	上記3項目の措置を適切に実施するための担当者の設置	☐	設置	○担当者を置いていることがわかるもの
業務継続計画未策定減算	感染症、非常災害発生時のサービスの継続実施及び早期の業務再開の計画(業務継続計画)と従業者への周知徹底策定していない場合は減算	☐	策定	業務継続計画(BCP)
2人の訪問介護員等による場合	利用者又は家族等の同意を得て、次のいずれかに該当 イ 利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合 ロ 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合 ハ その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合	☐	あり	同意がわかるもの
夜間の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が18時～22時	☐	該当	サービス提供票
早朝の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が6時～8時	☐	該当	サービス提供票
深夜の場合の加算	居宅サービス計画上又は訪問介護計画上、サービスの開始時刻が22時～6時	☐	該当	サービス提供票

点検項目	点検事項	点検結果		確認する書類等
特定事業所加算（Ⅰ）	１～７のいずれにも適合すること。	☐	適合	
	１ 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり(含予定)	研修計画書(従業者全員分)
	２ (Ⅰ)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な（おおむね月１回以上）開催	☐	定期的に実施	会議記録
	(2) サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(ＦＡＸ、メール可)、フローチャート図等
	３ 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	４ 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	５ 前年度又は算定日が属する月の前３月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が１００分の３０以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及びⅠ級課程修了者の数が１００分の５０以上	☐	配置	職員台帳(履歴書)等 加算用従業者常勤換算一覧
	６ 全てのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくはⅠ級課程修了者 ※Ⅰ人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、２人以上の常勤	☐	配置	職員台帳（履歴書）等
	７ (Ⅰ)か(2)のいずれかに適合すること。 (Ⅰ)要介護４または要介護５である者、認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ）である者、喀痰吸引等を必要とする者等の前年度の実績の平均（新規事業所は届出の属する月の前３月）が１００分の２０以上	☐	該当	要介護状態区分等が確認できる書面
	(2) 次のいずれにも適合すること。 a 病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、２４時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定訪問介護を行うことができる体制の整備。	☐	整備	２４時間連絡できる体制の整備を確認できる書面
	b 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等の同意。	☐	該当	看取り期における対応方針、重要事項説明書等
	c 看取りに関する対応方針の適宜見直し。	☐	該当	看取り期における対応方針、見直しに係る議事録
	d 看取りに関する職員研修の実施	☐	全員に実施	研修記録
	e 前年度又は算定日が属する月の前３月間において、次の（ⅰ）、（ⅱ）に適合する利用者がⅠ人以上。			
	(ⅰ) 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。	☐	該当	診療録等
	(ⅱ) 看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、訪問介護員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについて同意した上でサービスを受けている者（その家族等が同意した上でサービスを受けている者を含む。）。	☐	該当	看取り期における対応方針に関する説明及び同意書
特定事業所加算（Ⅱ）	１～４のいずれにも適合し、かつ、５又は６のいずれかに適合すること。	☐	適合	
	１ 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐	あり(含予定)	研修計画書(従業者全員分)
	２ (Ⅰ)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催（おおむね月１回以上）	☐	定期的に実施	会議記録
	(2) サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐	文書等により実施	留意事項伝達書(ＦＡＸ、メール可)、フローチャート図等
	３ 健康診断等の定期的な実施	☐	全員に実施	健診受診記録等
	４ 緊急時等における対応方法の明示	☐	あり	重要事項説明書等
	５ 前年度又は算定日が属する月の前３月の訪問介護員等の総数のうち、介護福祉士の数が１００分の３０以上又は介護福祉士、実務者研修修了者、及び介護職員基礎研修課程修了者及びⅠ級課程修了者の数が１００分の５０以上	☐	5又は6に該当	職員台帳(履歴書)等 加算用従業者常勤換算一覧
	６ 全てのサービス提供責任者が３年以上の実務経験を有する介護福祉士、又は５年以上の実務経験を有する実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者若しくはⅠ級課程修了者 ※Ⅰ人を超えるサービス提供責任者を配置することとされている事業所の場合は、２人以上の常勤	☐		職員台帳(履歴書)等

点検項目	点検事項	点検結果	確認する書類等
特定事業所加算（Ⅲ）	1～4までいずれにも適合すること。5(1)か(2)及び6(1)か(2)のいずれかに適合すること。	☐ 適合	
	1 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐ あり(含予定)	研修計画書(従業者全員分)
	2 (1)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等を目的とした会議の定期的な開催（おおむね月1回以上）	☐ 定期的に実施	会議記録
	(2) サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐ 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、フローチャート図等
	3 健康診断等の定期的な実施	☐ 全員に実施	健診受診記録等
	4 緊急時等における対応方法の明示	☐ あり	重要事項説明書等
	5 (1)か(2)のいずれかに適合すること。 (1)要介護4または要介護5である者、認知症高齢者の日常生活自立度（Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ）である者、喀痰吸引等を必要とする者等の前年度の実績の平均（新規事業所は届出の属する月の前3月）が100分の20以上	☐ 該当	要介護状態区分等が確認できる書面
	(2) 次のいずれにも適合すること。 a 病院、診療所又は指定訪問看護ステーションの看護師との連携により、24時間連絡できる体制を確保し、かつ、必要に応じて指定訪問介護を行うことができる体制の整備。	☐ 整備	24時間連絡できる体制の整備を確認できる書面
	b 看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等の同意。	☐ 該当	看取り期における対応方針、重要事項説明書等
	c 看取りに関する対応方針の適宜見直し。	☐ 該当	看取り期における対応方針、見直しに係る議事録
	d 看取りに関する職員研修の実施	☐ 全員に実施	研修記録
	e 前年度又は算定日が属する月の前3月間において、次の（i）、（ii）に適合する利用者が1人以上。		
	（i）医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者。	☐ 該当	診療録等
	（ii）看取り期における対応方針に基づき、利用者の状態又は家族の求め等に応じ、訪問介護員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについて同意した上でサービスを受けている者（その家族等が同意した上でサービスを受けている者を含む。）。	☐ 該当	看取り期における対応方針に関する説明及び同意書
特定事業所加算（Ⅳ）	6 (1)配置することとされているサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、配置基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置	☐ 配置	職員台帳(履歴書)等
	(2) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上	☐ 配置	職員台帳(履歴書)等 加算用従業者常勤換算一覧
	1～4及び5(1)、(2)のいずれにも適合すること。	☐ 適合	
	1 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐ あり(含予定)	研修計画書(従業者全員分)
	2 (1)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催（おおむね月1回以上）	☐ 定期的に実施	会議記録
	(2) サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐ 文書等により実施	留意事項伝達書(FAX、メール可)、フローチャート図等
	3 健康診断等の定期的な実施	☐ 全員に実施	健診受診記録等
	4 緊急時等における対応方法の明示	☐ あり	重要事項説明書等
	5 (1)配置することとされているサービス提供責任者が2人以下の事業所であって、サービス提供責任者を常勤により配置し、かつ、配置基準を上回る数の常勤のサービス提供責任者を1人以上配置	☐ 配置	職員台帳(履歴書)等
	(2) 訪問介護員等の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上	☐ 配置	職員台帳(履歴書)等 加算用従業者常勤換算一覧

点検項目	点検事項	点検結果	確認する書類等
特定事業所加算（Ⅴ）	以下の１～６のいずれにも適合すること。	☐ 適合	
	１ 訪問介護員等ごと及びサービス提供責任者ごとに作成された研修計画に基づく研修の実施	☐ あり	研修計画書(従業者全員分)
	２ (1)利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項の伝達等や訪問介護員等の技術指導を目的とした会議の定期的な開催（おおむね月１回以上）	☐ 定期的に実施	会議記録
	(2) サービス提供責任者による利用者情報の文書等による伝達、訪問介護員等からの報告	☐ 文書等により実施	留意事項伝達書(ＦＡＸ、メール可)、フローチャート図等
	３ 健康診断等の定期的な実施	☐ 全員に実施	健診受診記録等
	４ 緊急時等における対応方法の明示	☐ あり	重要事項説明書等
	５ 事業所に係る通常の事業の実施地域の範囲内であって、中山間地域等住居している利用者に対して、継続的に指定訪問介護を提供。(利用者の居宅の所在地と訪問介護事業所との間の距離が7 kmを超える場合に限る)	☐ 実施	サービス提供記録等
	６ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、訪問介護計画を随時見直す。	☐ 随時見直し	訪問介護計画書
共生型訪問介護	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者等が提供）	☐ 所定単位数の70/100	
	障害福祉制度の指定居宅介護事業所が、要介護高齢者に訪問介護を提供（重度訪問介護従業者養成研修課程修了者が訪問介護を提供）	☐ 所定単位数の93/100	
	障害福祉制度の指定重度訪問介護事業所が、要介護高齢者に対し訪問介護を提供	☐ 所定単位数の93/100	
事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物等に居住する利用者に対する取扱い	事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは事業所と同一の建物（以下「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（１月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	☐ 所定単位数の100分の90	
	１月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物の利用者	☐ 所定単位数の100分の90	
	１月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物の利用者	☐ 所定単位数の100分の85	
	正当な理由なく事業所と同一の建物に住居する利用者の割合が100分の90以上の場合（１月当たりの利用者が50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）	☐ 所定単位数の100分の88	
緊急時訪問介護加算	利用者又はその家族等からの要請に基づき、事業所のサービス提供責任者が介護支援専門員と連携し、介護支援専門員が事前又は事後に必要と認め、当該要請から24時間以内に居宅サービス計画において計画的に訪問することになっていない訪問介護を緊急に行った場合	☐ 該当	要請に関する記録（時間、要請内容）、サービス提供記録等
初回加算	過去２月間（暦月）の利用実績がない	☐ 該当	サービス提供記録等
	サービス提供責任者による初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供又は初回若しくは初回のサービス提供を行った日の属する月におけるサービス提供へのサービス提供責任者の同行	☐ 該当	サービス提供記録等
特別地域訪問介護加算	厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）に所在する事業所(特定事業所加算Ⅴを算定している場合を除く)	☐ 該当	
中山間地域等における小規模事業所加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に所在し、かつ、１月当たり延べ訪問回数が200回以下の事業所	☐ 該当	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域（平成21年厚生労働省告示第83号）に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービス提供	☐ 該当	
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等が、ICTの活用等により利用者のADL及びIADLに関する状況について把握して助言を行い、助言に基づいてサービス提供責任者が行った生活機能アセスメント	☐ あり	各リハビリテーション事業所等からの助言の内容の記録 「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書」
	生活機能の向上を目的とした訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐ あり	訪問介護計画書
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月	☐ 該当	訪問介護計画、サービス提供記録等
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士等とサービス提供責任者が、利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する又は理学療法士等及びサービス提供責任者が利用者の居宅を訪問した後に共同してカンファレンスを行い、共同して行った生活機能アセスメント	☐ あり	各リハビリテーション事業所等からの助言の内容の記録 「生活機能の向上を目的とした訪問介護計画書」
	生活機能の向上を目的とした個別サービス計画の作成及び計画に基づくサービス提供	☐ あり	
	当該計画に基づく初回のサービス提供が行われた日の属する月以降３月間	☐ 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	確認する書類等
口腔機能強化加算	事業所の従業者が利用者の口腔の健康状態に係る評価を行うに当たって、歯科医療機関の歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士に相談できる体制の確保	☐ 該当	口腔連携強化加算に関する届け出書
	上記体制の確保に係る文書等による取り決め。	☐ 該当	連携歯科医療機関との契約書
	事業所の従業者が口腔の健康状態に係る評価を実施した場合に、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対する当該評価の結果の情報提供	☐ 該当	
	以下の（１）～（３）のいずれにも該当しない。		
	（１）他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、栄養状態のスクリーニングを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定している場合を除き、口腔・栄養スクリーニング加算を算定	☐ 算定していない	
	（２）当該利用者について、口腔の健康状態の評価の結果、居宅療養管理指導が必要であると歯科医師が判断し、初回の居宅療養管理指導を行った日の属する月を除き、指定居宅療養管理指導事業者が歯科医師又は歯科衛生士が行う居宅療養管理指導費を算定	☐ 算定していない	
	（３）当該事業所以外の介護サービス事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定	☐ 算定していない	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	以下の（１）～（３）のいずれにも適合すること。	☐ 適合	
	（１）利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はＭの認知症の者の占める割合が２分の１以上	☐ 該当	認知症専門ケア加算に係る届出書 日常生活自立度Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ又はＭに該当する入所者の状況が確認できる書面
	（２）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９人を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた数以上を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	認知症介護実践リーダー研修修了書等（研修修了者の勤務体制が確認できるもの）
	（３）従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	☐ 実施	会議記録
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	以下の（１）～（３）のいずれにも適合すること。	☐ 適合	
	（１）利用者の総数のうち日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はＭの認知症の者の占める割合が１００分の２０以上	☐ 該当	認知症専門ケア加算に係る届出書 認知症専門ケア加算に係る届出書 日常生活自立度Ⅲ、Ⅳ又はＭに該当する入所者の状況が確認できる書面
	（２）認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を対象者の数が２０人未満の場合は１人以上、対象者が２０人以上の場合は、１に当該対象者が１９名を超えて１０又はその端数を増すごとに１を加えた人数を配置し、チームとしての専門的な認知症ケアの実施	☐ 該当	認知症介護実践リーダー研修修了書等（研修修了者の勤務体制が確認できるもの）
	（３）従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	☐ 実施	会議記録
	（４）認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を１名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施	☐ 該当	指導記録
	（５）介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施又は実施を予定	☐ 実施	研修計画・研修記録